

連続講座 2025

講義概要

第17回：個人情報保護法の解説と越境データ問題

板倉陽一郎弁護士（2026. 2. 10（火））

個人情報・個人データのビジネス、研究等での利用の少なからずは国境を超えて行われているが、データ保護法制は知的財産権法制以上に各国の規制が区々別々であり、また、民事法制を中心とする知的財産権法制と比して、行政法規、業規制であることから、知的財産権法制を中心とする本連続講座の受講者においては、慣れない頭の使い方をして頂くこととなる。

本講義では、日本の個人情報保護法を概説した上で、個人データが国境を超える場合の問題について広く取り扱う。2026年に予定される改正についても若干触れる。越境データ問題は大きく、越境移転規制への対応とデータローカリゼーションへの対応に分かれるが、これらは規制の趣旨も異なり、国際関係への目配りをして理解する必要がある。日本法及び一般データ保護規則（GDPR）における越境移転規制、中国・ベトナム・ロシア等のデータローカリゼーション規制の内容を含む。また、応用分野である、AI関連規制における、越境データの問題についても触れる予定である。